

## 守って! 電波のルール

-6月1日から10日までは電波利用保護旬間です-

ルールを守らない不法な無線局は、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害するだけでなく、警察、消防、防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

- 無線局を不法に開設したり運用したりすると、電波法違反で罰せられます。
- 一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

〔問い合わせ先〕  
**■九州総合通信局** <http://www.kbt.go.jp/>  
 ○不法無線局、混信・妨害 ☎096-368-8656  
 ○受信障害（テレビ・ラジオ）☎096-326-7873  
 ○電波利用料 ☎096-326-7805  
 ○その他行政相談 ☎096-326-7819

### ◆公証役場をご存知ですか？

公証制度とは公証人が私人間における法律行為その他私権に関する事実についての文書を作成し、証明を与えることにより、文書の証拠力を高め又は執行力を付与する制度です。

- 公証役場の職務
- ・遺言公正証書の作成（自筆・病院に出張します）
- ・契約公正証書の作成（借地借家、金銭消費貸借、債務弁済、売買、和解、任意後見、老後の委任、その他）

### ・私文書の認証、外国文認証

宣言  
 ・事実実験証書の作成、確定日付  
 公正証書には、強い証拠力と裁判を経ないで強制執行できる執行力があります。公正証書は、遺言などを除き代理人でも作成できます。不明な点は、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先  
 川内公証役場  
 薩摩川内市大小路町3451  
 ☎22,5448

### ◆平成19年度職業訓練指導員免許（48時間）講習の実施について

この講習は、職業訓練指導員（職業訓練において訓練を担当する者）として必要な能力を付与するため、厚生労働大臣の指定する講習実施要領により実施するものです。  
 なお、講習修了後に鹿児島県知事に申請することで職業訓練指導員免許を受けることができます。

日時 7月31日、8月1日、2日・7日・8日・9日の6日間（午前9時～午後5時）

#### 場所

鹿児島県人材育成センター  
 霧島市国分中央3-44-36  
 受付期間 6月4日～15日まで（必着）  
 定員 30人  
 受講料 13,300円  
 （テキスト代込み）  
 受講案内、受講申請書の請求並びに受講資格などの詳しいことは、左記に問い合わせください。

問い合わせ先  
 〒892-0836  
 鹿児島市錦江町11-40  
 鹿児島港湾事務所ビル3F  
 鹿児島県職業能力開発協会  
 ☎099-226-3240

## 春の行政相談週間（5月17日～23日） ～あなたの悩みごと私たちに話してみませんか！～

毎日の暮らしの中で、役所などが行っている仕事に対する疑問や相談ごとはありませんか。そのようなときは総務省の「行政相談委員」をご利用ください。期間中、次のとおり行政相談所を開設します。

### 【行政相談日程】

開催日	時間	場所	相談員
5月17日（木）	午前10時～正午	宮之城ひまわり館（相談室）	小島泰秀
5月18日（金）	午前10時～正午	宮之城ひまわり館（相談室）	小島泰秀
5月21日（月）	午前10時～正午	虎居地区公民館（和室）	小島泰秀
	午前10時～午後3時	鶴田中央公民館（茶道室）	東郷光行
	午前9時～午後3時	薩摩総合支所（旧館1階会議室）	赤崎弘道
5月22日（火）	午前10時～正午	佐志地区公民館（和室）	小島泰秀
5月23日（水）	午前10時～正午	山崎地区公民館（和室）	小島泰秀

相談委員の担当区域に関わらず、どこの会場でも構いませんのでご相談ください。  
 期間外でも毎月第3木曜日の午前10時から正午まで宮之城ひまわり館で心配ごと相談と一緒に行政相談を実施していますので、お気軽にご相談ください。

### 【さつま町の行政相談委員】

- 旧宮之城町域担当 小島泰秀さん さつま町轟町8番地4 ☎53-2396
- 旧鶴田町域担当 東郷光行さん さつま町神子720番地8 ☎59-2629
- 旧薩摩町域担当 赤崎弘道さん さつま町求名2287番地 ☎57-0233